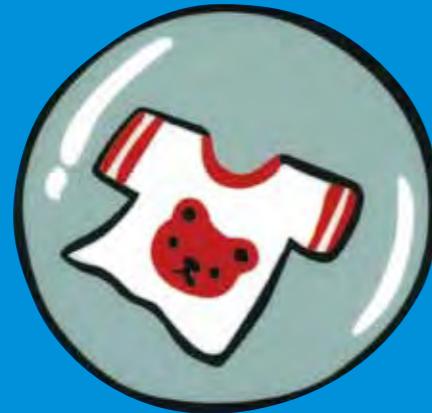


# クリーニング所(一般)のための Compliance マニュアル

開設から日常管理まで



公益財団法人 滋賀県生活衛生営業指導センター  
TEL 077-524-2311

滋賀県クリーニング生活衛生同業組合  
TEL 077-522-3824



洗太くんとカゴちゃん

公益財団法人滋賀県生活衛生営業指導センター

# Contents

## 起業編

○ 計画	P.1
クリーニング所の衛生措置等の基準(施設基準を中心に)	
・クリーニング業法	
・滋賀県クリーニング所において講すべき措置に関する条例・	
大津市クリーニング所において講すべき措置に関する条例共通	
○ 相談	P.2
○ 手続き	P.3
○ 検査	P.4
○ 開設届関係記入例集	P.5～P.8

## 運営編

開業後に必要な手続き	P.9
変更届等記入例	P.10
悩んだりわからないことがあったときは即相談 (生活衛生営業指導センターと美容業生活衛生同業組合)	P.11

## 番外編

賢い開業資金調達のしかた	P.12
生活衛生同業組合の有効活用	P.13
生活衛生指導センターを活用しよう	P.14～P.15
自主点検票	P.16
○ クリーニング所開設に関する問合せ先一覧	P.17

## 起業編

### オープンまでの衛生法令等手続きのシミュレーション

#### Chapter 1(計画) ルールを知ってプランを立てよう

##### クリーニング所の衛生措置等の基準(施設基準を中心に)

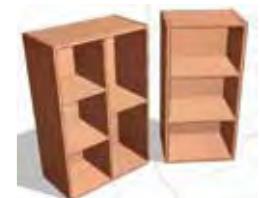
- ・クリーニング業法
- ・滋賀県クリーニング所において講すべき措置に関する条例・大津市クリーニング所において講すべき措置に関する条例共通

##### ① クリーニング所全体

- (1) 他の場所と区別し、かつ、処理場所は他の用途に使用しない構造であること。
- (2) 採光、照明、換気を十分に行える構造であること。
- (3) 洗濯または仕上げの終わったものと終わらないものに区分できる構造であること。
- (4) 食品の販売、調理等を行う施設その他相互に汚染の可能性がある施設と同一の施設内に受け渡し場を設ける場合は、境界に障壁等を設けること。
- (5) 床は、耐水性材料を用いること。
- (6) 仕上げを終わったものと洗濯が終わっていないものに区別して保管できる専用の戸棚その他の容器を有すること。
- (7) 指定洗濯物を取り扱う場合は、その旨の標示をした容器を備えること。

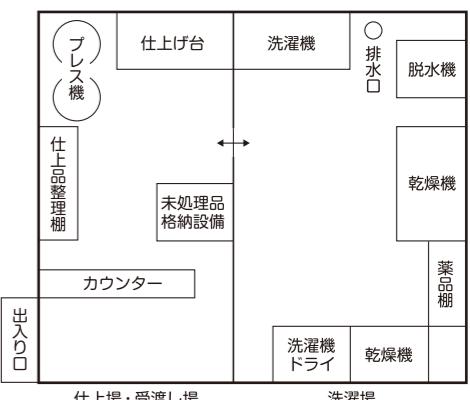


**指定洗濯物:**クリーニング業法第3条第3項第5号に規定する「伝染性の疾病的病原体による汚染のおそれのあるものとして厚生労働省令で指定する洗濯物」  
例:てぬぐい、タオル、パンツ、おむつなど



##### ② 洗濯場所

- (1) 業務用洗濯機を1台以上備えること。
- (2) 業務用脱水機(脱水機の効用をも有する洗濯機も可)を1台以上備えること。
- (3) 洗濯物をその用途に応じ区分して処理できる構造であること。
- (4) 洗濯場所の床が不浸透性材料で造られ、適当な勾配と排水口を設けること。
- (5) 溶剤、残渣物等を保管できる専用の容器を備えること。
- (6) 溶剤としてテトラクロロエチレンを使用する場合は、廃液処理装置および蒸気回収装置を設置すること。



##### ③ 人的要件

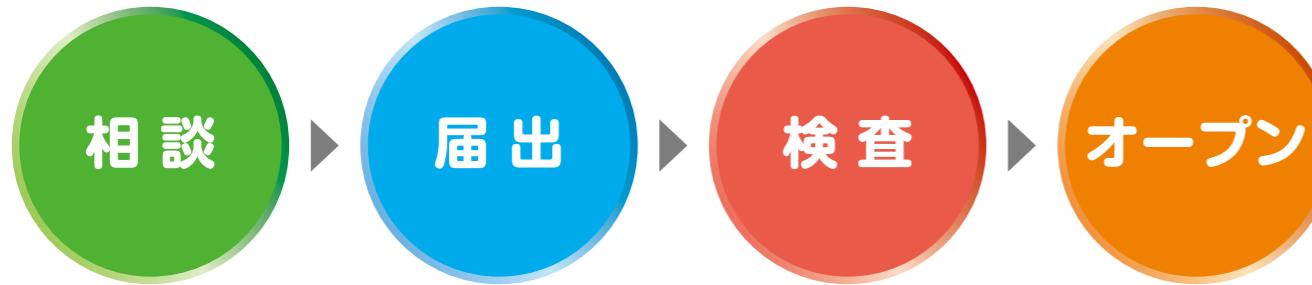
施設ごとに、1人以上のクリーニング師を置くこと。

## Chapter 2(相談) 相談は開設への第一歩、臆することなく保健所へ行こう

クリーニング所は、洗濯などを行う設備や作業場の構造などが衛生的な基準を満たしていることを保健所が確認した後でなければ使用できません。

また、クリーニング取次店、無店舗取次店、布団の丸洗い、リネンサプライ業、貸しあしぼり業などもこのクリーニング業に該当します。

保健所の確認は営業者及び施設の両方に対して行われるので、新たに開店したり、営業者が変わったり、建て直したりした施設は、保健所で確認検査を受ける必要があります。



### ポイントアドバイス！

#### Point 1 オーナーはお店の最高司令官！

自ら、衛生行政機関(保健所)へアプローチしよう

- ★人任せではなく、自分が手続きに関わることで、見えること、分かることがあります。
- ★お店の最高司令官として、開業前から保健所等の手続きに関わり、関係する法令の整理や、必要な書類の把握に努めましょう。

#### Point 2 準備よければ全てがスムーズ、二度三度の手間を避けて賢く手続き

- ★何も準備せずに保健所に行っても、保健所の担当者は相談に応じてくれます。  
しかし、具体的なプランを示して話せないため、一般論としての必要な設備等について説明を受ける程度が関の山で、本当に必要な相談にこぎつけることは困難です！！！

★最低限、次の準備はしましょう。

- ・お店の出店予定地の住所
- ・オープン予定日程
- ・施設の平面図
- ・設備の配置図  
必要な設備は、前段のページにまとめてありますので、それを参考にお店の構造設備をプランニングしましょう。
- ・従事者の内訳

**以上の準備が整ったら、いざ保健所へ！  
構造設備等のチェックをしてもらおう。**

滋賀県内の保健所:P17を参照してください。

## Chapter 3(手続き) 意外と簡単、手続きと必要な書類の作成

### クリーニング業法ってどんな法律？

クリーニング業法は昭和25年に制定された法律で、クリーニング業の定義やクリーニング師の役割や位置付けなどについて定めています。

### 開業するにはどんな手続きをするの？

#### ① 開設届の作成方法と記入例

- ・開設しようと考えている地域を所管する保健所に備え付けてある様式を利用して、開設届を作成します。
- ・開設届は、インターネット経由でも入手可能です(P 9 参照)  
個人による開設と法人による開設に分けて記入例を用意しました。

- 個人による開設………記入例Ⅰ
- 法人による開設………記入例Ⅱ

#### ② 添付書類の作成方法と記入例

- 構造および設備の概要………記入例Ⅲ  
他にクリーニング所等を開設している場合は  
「他に開設しているクリーニング所または無店舗取次店」の一覧を提出………記入例Ⅳ

#### ③ 手書きでOK、店舗図面

店舗の図面は、わざわざ高いお金を出して専門家に作成を依頼しなくても、お店の配置や寸法などが明確にされている物であれば、開設者の方が方眼紙等に手書きで書いた物や、パソコンで作成したものでもOKです。

- 店舗平面図作成例………記入例Ⅴ

### いざ届出、必要な費用と打ち合わせ

クリーニング所開設届出時に必要な手数料17,000円

(平成28年4月1日現在)

注意事項

#### 【手数料の納付】

- ・大津市以外で開設される場合は、滋賀県収入証紙で納付することになります。  
事前に滋賀県内の滋賀銀行または関西アーバン銀行各支店で、手数料相当額の滋賀県収入証紙を購入しておきましょう。
- ・大津市内で開設される場合は、現金納付となります。

打ち合わせ事項

検査確認の日程・検査時に用意する物等

## Chapter 4(検査) 備えれば、万全！保健所監視員による施設検査

### 検査の際に確認されるのは？

必要な事務手続きが完了し、書類の提出が終わると保健所の環境衛生監視員が、実地(店舗)に訪れ施設の確認検査が行われます。  
ここで、適合しないと開設することが出来ません。

やることが確実にできていれば、検査は恐るるに足らず！必ず適合するでしょう。  
以下に注意事項を挙げます。

#### ① 店舗は届出通りに！

届出通りにできていないと、基準に適合せず検査不適となる可能性があります。  
また、適合しても書類の訂正や差し換えの必要が生じるので、二度手間になりオープン日がずれ込むことも。  
届出どおりに店舗を完成させます。  
万一計画に変更が生じたら事前に保健所と協議をしておきましょう。

#### ② 検査日は余裕をもって

無理な日程で検査日を予約して、一部未完成のままや、  
設備がそろわないままに検査を受けてしまうと、基準への適合の判断が出来ず再検査になります。  
工事日程や備品の搬入日を確認し、確実に完成した状態で検査を受けましょう。



### 検査に適合、その先はどうするの？

保健所への事務手続きも完了し、検査確認も無事終了したら、「検査確認済証」を受け取りに行きましょう。

いよいよ今までの苦労が報われるとき、あなたのお店のオープンです！

検査確認済証は、あなたのお店がクリーニング業法に適合し、公に開設が認められたことを証明する大切なものです。

お客様の見えるところに掲示しましょう。

## 最初が肝心、気持ちを引き締めて、いざ開業！

クリーニング所開設届出		平成〇〇年〇〇月〇〇日	
(あて先) 滋賀県〇〇保健所長 住所 大津市京町四丁目〇〇-〇〇	開設者 氏名 滋賀 太郎 (印)	登記された 代表取締役 滋賀 太郎 一〇〇年〇〇月〇〇日生	
クリーニング所を開設したいので、クリーニング業法第5条第1項の規定により次のとおり届け出ます。			
クリーニング所を開設したいので、クリーニング業法第5条第1項の規定により次のとおり届け出ます。			
クリーニング所 名 称 滋賀クリーニング		滋賀クリーニング	
クリーニング所 所 在 地 〒〇〇〇-〇〇〇〇 草津市草津三丁目〇〇-〇〇	管 理 人 姓 名 滋賀 二郎	管 理 人 姓 名 滋賀 二郎 住 所 〒〇〇〇-〇〇〇〇 草津市草津三丁目〇〇-〇〇	生 年 月 日 〇〇年〇〇月〇〇日 (管理人の生年月日を記入)
クリーニング所 姓 名 滋賀 二郎 住 所 〒〇〇〇-〇〇〇〇 草津市草津三丁目〇〇-〇〇	管 理 人 姓 名 滋賀 二郎 住 所 〒〇〇〇-〇〇〇〇 草津市草津三丁目〇〇-〇〇	管 理 人 姓 名 滋賀 二郎 住 所 〒〇〇〇-〇〇〇〇 草津市草津三丁目〇〇-〇〇	生 年 月 日 〇〇年〇〇月〇〇日 (管理人の生年月日を記入)
1 洗濯物の受取および引渡しのみを行なうクリーニング所(以下「首次所」といいます。)で指定洗濯物を取り扱う。 2 取次所で指定洗濯物を取り扱わない。 3 取次所以外のクリーニング所で指定洗濯物を取り扱う。 4 取次所以外のクリーニング所で指定洗濯物を取り扱わない。			
管 理 人 姓 名 滋賀 三郎 住 所 大津市京町四丁目〇〇-〇〇	管 理 人 姓 名 滋賀 三郎 住 所 大津市京町四丁目〇〇-〇〇	管 理 人 姓 名 滋賀 三郎 住 所 大津市京町四丁目〇〇-〇〇	管 理 人 姓 名 滋賀 三郎 住 所 大津市京町四丁目〇〇-〇〇
管 理 人 姓 名 滋賀 三郎 住 所 〒〇〇〇-〇〇〇〇 滋賀県第〇〇〇〇号 登録番号	管 理 人 姓 名 滋賀 三郎 住 所 〒〇〇〇-〇〇〇〇 滋賀県第〇〇〇〇号 登録番号	管 理 人 姓 名 滋賀 三郎 住 所 〒〇〇〇-〇〇〇〇 滋賀県第〇〇〇〇号 登録番号	管 理 人 姓 名 滋賀 三郎 住 所 〒〇〇〇-〇〇〇〇 滋賀県第〇〇〇〇号 登録番号
クリーニング師以外の従事者数 〇人	クリーニング師以外の従事者数 〇人	クリーニング師以外の従事者数 〇人	クリーニング師以外の従事者数 〇人
開設予定年月日 平成〇〇年〇〇月〇〇日	開設予定年月日 平成〇〇年〇〇月〇〇日	開設予定年月日 平成〇〇年〇〇月〇〇日	開設予定年月日 平成〇〇年〇〇月〇〇日

注1 用紙の大きさは、日本工業規格A4番とする。  
2 取次所以外のクリーニング所にあつては、当該クリーニング所に從事するクリーニング師の免許証の写しを添付すること。  
3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

滋賀県の各保健所（大津市保健所を除く）への届け出は、滋賀県取扱店・開西アーバン銀行各支店であらかじめ購入して下さい。  
滋賀県収入証紙貼付欄

注1 用紙の大きさは、日本工業規格A4番とする。  
2 取次所以外のクリーニング所にあつては、当該クリーニング所に從事するクリーニング師の免許証の写しを添付すること。  
3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。  
滋賀県の各保健所（大津市保健所を除く）への届け出は、滋賀県取扱店・開西アーバン銀行各支店であらかじめ購入して下さい。  
滋賀県収入証紙貼付欄

### 大津市以外で開設される場合 記入例Ⅲ：法人による届出

クリーニング所開設届出		平成〇〇年〇〇月〇〇日	
(あて先) 滋賀県〇〇保健所長 住所 大津市京町四丁目〇〇-〇〇	開設者 氏名 滋賀 太郎 (印)	登記された 代表取締役 滋賀 太郎 一〇〇年〇〇月〇〇日生	
法人においては、主たる事業所の所在地、名称および代表者の氏名、法人は性年日記入せよ			
クリーニング所を開設したいので、クリーニング業法第5条第1項の規定により次のとおり届け出ます。			
クリーニング所 名 称 滋賀クリーニング		滋賀クリーニング	
クリーニング所 所 在 地 〒〇〇〇-〇〇〇〇 草津市草津三丁目〇〇-〇〇	管 理 人 姓 名 滋賀 二郎	管 理 人 姓 名 滋賀 二郎 住 所 〒〇〇〇-〇〇〇〇 草津市草津三丁目〇〇-〇〇	生 年 月 日 〇〇年〇〇月〇〇日 (管理人の生年月日を記入)
クリーニング所 姓 名 滋賀 二郎 住 所 〒〇〇〇-〇〇〇〇 草津市草津三丁目〇〇-〇〇	管 理 人 姓 名 滋賀 二郎 住 所 〒〇〇〇-〇〇〇〇 草津市草津三丁目〇〇-〇〇	管 理 人 姓 名 滋賀 二郎 住 所 〒〇〇〇-〇〇〇〇 草津市草津三丁目〇〇-〇〇	生 年 月 日 〇〇年〇〇月〇〇日 (管理人の生年月日を記入)
1 洗濯物の受取および引渡しのみを行なうクリーニング所(以下「首次所」といいます。)で指定洗濯物を取り扱う。 2 取次所で指定洗濯物を取り扱わない。 ③ 取次所以外のクリーニング所で指定洗濯物を取り扱う。 ④ 取次所以外のクリーニング所で指定洗濯物を取り扱わない。			
管 理 人 姓 名 滋賀 三郎 住 所 大津市京町四丁目〇〇-〇〇	管 理 人 姓 名 滋賀 三郎 住 所 大津市京町四丁目〇〇-〇〇	管 理 人 姓 名 滋賀 三郎 住 所 大津市京町四丁目〇〇-〇〇	管 理 人 姓 名 滋賀 三郎 住 所 大津市京町四丁目〇〇-〇〇
管 理 人 姓 名 滋賀 三郎 住 所 〒〇〇〇-〇〇〇〇 滋賀県第〇〇〇〇号 登録番号	管 理 人 姓 名 滋賀 三郎 住 所 〒〇〇〇-〇〇〇〇 滋賀県第〇〇〇〇号 登録番号	管 理 人 姓 名 滋賀 三郎 住 所 〒〇〇〇-〇〇〇〇 滋賀県第〇〇〇〇号 登録番号	管 理 人 姓 名 滋賀 三郎 住 所 〒〇〇〇-〇〇〇〇 滋賀県第〇〇〇〇号 登録番号
クリーニング師以外の従事者数 〇人	クリーニング師以外の従事者数 〇人	クリーニング師以外の従事者数 〇人	クリーニング師以外の従事者数 〇人
開設予定年月日 平成〇〇年〇〇月〇〇日	開設予定年月日 平成〇〇年〇〇月〇〇日	開設予定年月日 平成〇〇年〇〇月〇〇日	開設予定年月日 平成〇〇年〇〇月〇〇日

注1 用紙の大きさは、日本工業規格A4番とする。  
2 取次所以外のクリーニング所にあつては、当該クリーニング所に從事するクリーニング師の免許証の写しを添付すること。  
3 氏名を記載され、押印されたものと同一であることを確認する。

滋賀県の各保健所（大津市保健所を除く）への届け出は、滋賀県取扱店・開西アーバン銀行各支店であらかじめ購入して下さい。

注1 用紙の大きさは、日本工業規格A4番とする。  
2 取次所以外のクリーニング所にあつては、当該クリーニング所に從事するクリーニング師の免許証の写しを添付すること。  
3 氏名を記載され、押印されたものと同一であることを確認する。

滋賀県の各保健所（大津市保健所を除く）への届け出は、滋賀県取扱店・開西アーバン銀行各支店であらかじめ購入して下さい。

注1 用紙の大きさは、日本工業規格A4番とする。  
2 取次所以外のクリーニング所にあつては、当該クリーニング所に從事するクリーニング師の免許証の写しを添付すること。  
3 氏名を記載され、押印されたものと同一であることを確認する。

滋賀県の各保健所（大津市保健所を除く）への届け出は、滋賀県取扱店・開西アーバン銀行各支店であらかじめ購入して下さい。

## 大津市で開設される場合 記入例Ⅰ：個人による届出

## 大津市で開設される場合 記入例Ⅱ：法人による届出

様式第1号（第2条関係）

クリーニング所開設届出書	
平成〇〇年〇〇月〇〇日	
(あて先) 大津市保健所長	
開設者 氏名	住所 大津市浜大津一丁目〇〇-〇〇 (開設者の生年月日を記入) 〇〇年〇〇月〇〇日生
(法人にあっては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名)	
クリーニング所を開設したいので、クリーニング業法第5条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。	
クリーニング所 名 称	大津クリーニング
クリーニング所 所在地	〒〇〇〇-〇〇〇〇 大津市浜大津一丁目〇〇-〇〇 電話(〇〇〇)〇〇〇-〇〇〇〇
管 理 人 氏 名	大津 二郎
管 理 人 住 所	〒〇〇-〇〇〇〇 大津市浜大津一丁目〇〇-〇〇
生 年 月 日	年 月 日 (管理人の生年月日を記入)
1 洗たく物の受取及び引渡しのみを行うクリーニング所（以下「取次所」という。）で指定洗たく物を取り扱う。	
2 取次所で指定洗たく物を取り扱わない。	
③ 取次所以外のクリーニング所で指定洗たく物を取り扱う。	
④ 取次所以外のクリーニング所で指定洗たく物を取り扱わない。	
從 事 事 務 業 形 態	從事するクリーニング師 クリーニング師 全員を記入する
從 事 事 務 予 定 年 月 日	平成〇〇年〇〇月〇〇日
開 設 予 定 年 月 日	平成〇〇年〇〇月〇〇日

注1 用紙の大きさは、日本工業規格A4列4番とする。

2 添付書類

- クリーニング所の位置図、平面図及び設備の配置図
- 取次所以外のクリーニング所にあっては、当該クリーニング所の免許証の写し
- 開設者の氏名の欄は、記名し押印することに代えて、署名することができます。

様式第1号（第2条関係）

クリーニング所開設届出書	
平成〇〇年〇〇月〇〇日	
(あて先) 大津市保健所長	
開設者 氏名	住所 大津市浜大津一丁目〇〇-〇〇 有限公司大津クリーニング 登記された 代表取締役 大津 太郎 年 月 日生
(法人にあっては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名)	
クリーニング所を開設したいので、クリーニング業法第5条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。	
クリーニング所 名 称	大津クリーニング
クリーニング所 所在地	〒〇〇〇-〇〇〇〇 大津市浜大津一丁目〇〇-〇〇 電話(〇〇〇)〇〇〇-〇〇〇〇
管 理 人 氏 名	大津 二郎
管 理 人 住 所	〒〇〇-〇〇〇〇 大津市浜大津一丁目〇〇-〇〇
生 年 月 日	年 月 日 (管理人の生年月日を記入)
1 洗たく物の受取及び引渡しのみを行うクリーニング所（以下「取次所」という。）で指定洗たく物を取り扱う。	
2 取次所で指定洗たく物を取り扱わない。	
3 取次所以外のクリーニング所で指定洗たく物を取り扱う。	
從 事 事 務 業 形 態	從事するクリーニング師 クリーニング師 全員を記入する
從 事 事 務 予 定 年 月 日	平成〇〇年〇〇月〇〇日
開 設 予 定 年 月 日	平成〇〇年〇〇月〇〇日

注1 用紙の大きさは、日本工業規格A4列4番とする。

2 添付書類

- クリーニング所の位置図、平面図及び設備の配置図
- 取次所以外のクリーニング所にあっては、当該クリーニング所で指定洗たく物を取り扱う。
- 開設者の氏名の欄は、記名し押印することに代えて、署名することができます。

## 記入例Ⅲ：構造及び設備の概要

取次所の概要

取次所の面積	
所在 地	m <sup>2</sup>
営業者住所	○○m <sup>2</sup>
営業者氏名	
確認番号	

クリーニング所の構造及び設備の概要

構 造	床の材質
洗 場	コングリートモルタル仕上げ
乾 暖 場	合成樹脂系塗り床
仕上作業室	合成樹脂系塗り床
取 次 室	合成樹脂系塗り床
設 備	台 数
洗たく機	○ 台
脱水機	○ 台
脱水機の効用ある洗たく機	— 台
仕上設備	○ 台
使用する溶剤名	石油系

指定洗たく物の取り扱い方

洗たく物の種類	手ぬぐい、タオル
消 毒 方 法	塩素剤による消毒
指定洗たく物容器	材 質 厚手の専用プラスチック袋 容 量 4リットル

## 記入例IV：他に開設しているクリーニング所 または無店舗取次店

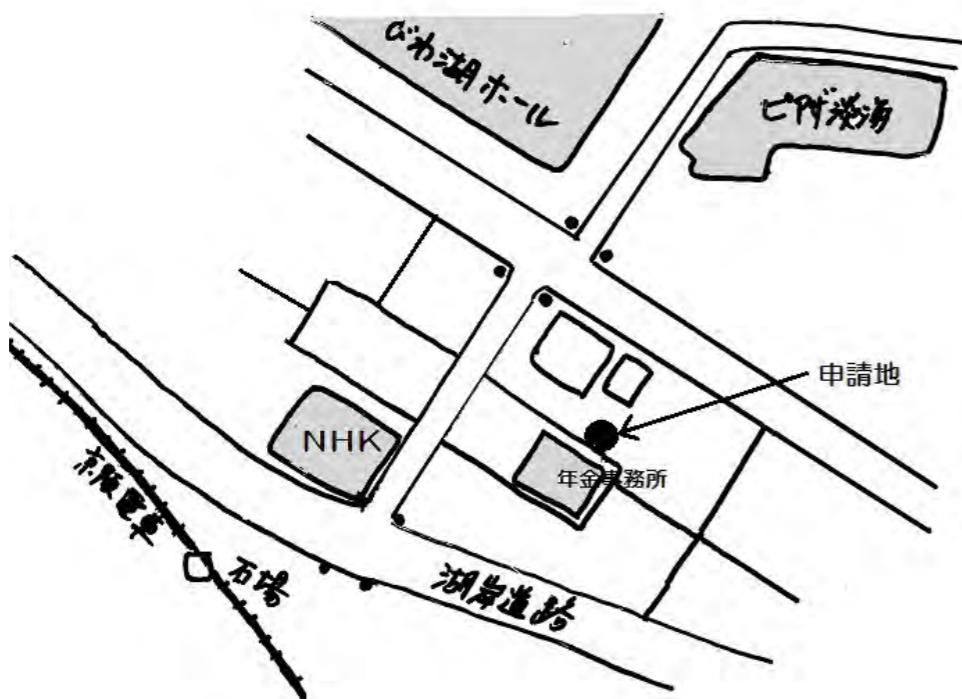
クリーニング所または無店舗取次店の数

1

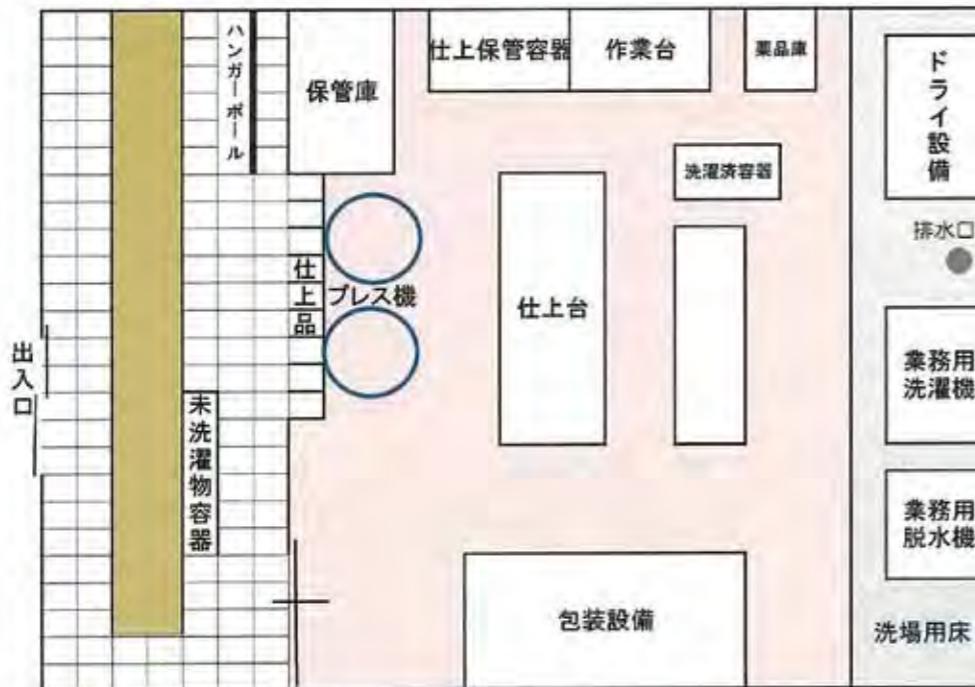
備考1 滋賀県内において営業しているクリーニング所等すべてを記載すること。  
2 記載欄が不足する場合は、この用紙を複数して使用のこと。

## 記入例V:位置図・平面図および設備の配置図

【位置図】



【平面図および設備の配置図】



## 運営編

### オープンまでの衛生法令等手続きのシミュレーション

#### Chapter 1 忘れちゃいけない開業後の手続き

##### 開設後に手続きが必要な場合とは？

###### ① 施設に変更が生じたとき(改築・改装など)

お店の構造を変えたときは、そのことについて届け出が必要となります。また、大幅な改築等などは新たな開設届が必要となる場合がありますので、改築や改築を行う時は前もって保健所に相談しましょう。

###### ② 新しくクリーニング師を雇用したとき、退職したときは

届けた従事者名簿の訂正が必要となります。その都度保健所に変更届を提出しましょう。  
記入例:変更届記入例を参照しましょう。

###### ③ 経営者死亡により相続が発生した場合(個人経営)

法人合併等により経営権の承継が生じた場合(法人経営)

本来、経営者(個人)や経営主体(法人)が変わるのは新たに開設の届け出を行い検査確認を受ける必要がありますが、経営者の死亡に伴う相続や、法人の合併や分割に伴う経営主体の変更などは、承継という手続きで地位承継が認められる場合がありますので、そのような状況が生じた際、または生じることが判明している場合には、所管する保健所で相談し、必要な手続きを進めましょう。

\*届出書類および添付書類はインターネット経由で滋賀県(大津市内のお店は大津市)のホームページからもダウンロード可能です。

##### ホームページからの申請書ダウンロード

滋賀県>申請書等ダウンロード>健康医療福祉部>生活衛生課>衛生営業担当関係の申請書  
<http://www.pref.shiga.lg.jp/e/seikatsu/eigyo/shinseisyo-youshiki/20130205.html>

大津市>申請書ダウンロード>健康・保健衛生>生活衛生

[http://www.city.otsu.lg.jp/shinsei/kenko/kenko/sei\\_eisei/index.html](http://www.city.otsu.lg.jp/shinsei/kenko/kenko/sei_eisei/index.html)

様式第3号（第4条関係）	
クリーニング所等（変更・廃止）届出書 該当するところを○で開む	
平成〇〇年〇〇月〇〇日	
(あて先) ○○保健所長 クリーニング業法第5条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。	
届出者	受付欄
氏名 クリーニング所又は無店舗取次店の名称 クリーニング所の所在地又は無店舗取次店の業務用車両の自動車登録番号若しくは車両番号及び車両の保管場所	クリーニング所等（変更・廃止）届出書 該当するところを○で開む 平成〇〇年〇〇月〇〇日
住所	〒520-0047 大津市浜大津一丁目〇〇-〇〇 電話（〇〇〇〇）〇〇-〇〇〇〇
変更内容	変更事項 クリーニング師、構造設備、施設の名称等 変更前の氏名や名称、構造設備の主要設備等 変更後の氏名や名称、構造設備の主要設備等
変更年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日
廃止年月日	年 月 日

注1 用紙の大きさは、日本工業規格A4番とする。  
2 届出者が法人であるときは、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記載すること。

3添付書類

- (1) クリーニング所にあつては、クリーニング所検査確認済証
- (2) 変更の場合は、変更内容を証する書類。ただし、クリーニング師の採用等による変更の場合は、その者のクリーニング師免許証の写し

様式第3号（第4条関係）

クリーニング所等（変更・廃止）届出書 該当するところを○で開む	受付欄
平成〇〇年〇〇月〇〇日	
(あて先) ○○保健所長 クリーニング業法第5条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。	
届出者	受付欄
氏名 クリーニング所又は無店舗取次店の名称 クリーニング所の所在地又は無店舗取次店の業務用車両の自動車登録番号若しくは車両番号及び車両の保管場所	クリーニング所等（変更・廃止）届出書 該当するところを○で開む 平成〇〇年〇〇月〇〇日
住所	〒520-0047 大津市浜大津一丁目〇〇-〇〇 電話（〇〇〇〇）〇〇-〇〇〇〇
変更内容	変更事項 クリーニング所の検査確認番号 年 月 日 及び 番号
変更年月日	〇〇年〇〇月〇〇日 第〇〇〇号
廃止年月日	年 月 日

注1 用紙の大きさは、日本工業規格A4番とする。  
2 届出者が法人であるときは、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記載すること。

3添付書類

- (1) クリーニング所にあつては、クリーニング所検査確認済証
- (2) 変更の場合は、変更内容を証する書類。ただし、クリーニング師の採用等による変更の場合は、その者のクリーニング師免許証の写し

## Chapter 2 悩んだり、わからぬことがあったときは即相談

融資・税務・労務・法律相談のことは、生活衛生営業指導センター 電話 077-524-2311

滋賀県生活衛生営業指導センターでは、クリーニングなどの生衛業を営む皆さんの様々な問題に対応するため相談室を開設しています。

### ＜融資相談＞

日本政策金融公庫の生活衛生貸付融資に関する相談  
受付時間：月～金曜日（祝祭日除く）9時～5時

### ＜税務相談・労務相談・法律相談＞

顧問税理士、顧問社会保険労務士、顧問弁護士による相談受付は随時。  
ご利用を希望される場合は、事前に当センターまでお問合せください。

**電話 077-524-2311 ※相談は無料 ※秘密厳守**



相談

業界を守っています。クリーニング生活衛生同業組合 電話 077-522-3824

クリーニング業界が直面する様々な課題について、日本政策金融公庫や生活衛生営業指導センターなどと連携しながら、公衆衛生の向上、利用者保護はもとより、皆様の経営の健全化、安定化に大きく寄与しています。

### 【組合は法律に基づき設立しています】

クリーニング組合は、生衛法によって県知事の認可のもとに設立された組合です。組合員の経営安定と生活を守るために、次の事業を行い公衆衛生の向上並びに社会に貢献しています。

### ＜営業資金の斡旋をしています＞

日本政策金融公庫の生活衛生融資が組合ならではの長期・低利の有利な条件で受けられ、優遇制度の最新情報も得られます。たとえば、店舗や洗濯機、乾燥機などの設備資金や運転資金などが対象の振興事業貸付などがあります。

### ＜お店の安心・お客様の安心＞

経営、技術に関することなど、悩んだら組合へ相談することが出来ます。お店に密着したきめ細かいサポートが受けられます。業界内を取り巻く問題などについて説明会や機関誌で情報が伝えられるなど、組合にはお店の不安や悩みを解決する場があります。また、クリーニングギフト券が使えます。

### ＜クリーニング事故が起きたとき安心＞

万が一事故が起きたときもクリーニング事故賠償基準で対応し、クリーニング総合研究所に鑑定を依頼することで問題をスムーズに解決することができます。また、組合で取り扱う事故賠償保険に加入できますので、お店にとっても、お客様にとっても安心です。

### ＜役立つ情報が満載＞

月1回の組合だよりや全国規模の機関誌「クリーニングニュース」で、業界を通して必要な情報や地域に密着した話題、講習会などの最新情報が、定期的に得られます。また、さらにクリーニング技術に磨きをかけたい方のために専門誌「技術情報」があります。

### ＜仲間の輪が広がります＞

様々な問題にぶつかったときも、仲間同士で協力し合い、乗り越えることが出来ます。事業の悩みや疑問も、同じ立場の仲間なら気負わず話し合えるはずです。

## 日本政策金融公庫を有効に活用しよう

＜公庫融資の特徴＞ 長期の返済で、利息は固定金利

新たに開業される方が利用できる主な融資制度は次のとおりです。

利率やその他の制度など、詳しくは生活衛生営業指導センターか日本政策金融公庫にお尋ねください。

生活衛生貸付(クリーニング業の場合)		
ご融資額	ご返済期間(うち据置期間)	
一般貸付	設備資金1億2,000万円以内	13年以内(1年以内) 独立開業に該当する場合 15年以内(1年以内)
	設備資金3億円以内	20年以内(2年以内)
振興事業貸付	運転資金5,700万円以内	7年以内(2年以内)
	※振興事業貸付は、県組合加入者のみとなります。	(平成28年6月10日現在)

新創業融資制度(無担保・無保証人)	
ご融資額	ご返済期間(うち据置期間)
3,000万円以内うち運転資金1,500万円以内	各融資制度に定める返済期間
※新たに事業を始める方や事業開始後税務申告を2期終えていない方で、雇用の創出や勤務経験等一定の要件に該当する方がご利用いただけます。	
※事業開始前または事業開始後で税務申告を終えていない場合は、創業資金の10分の1以上の自己資金を確認が必要です。なお、一定の要件を満たす場合には、自己資金割合を問いません。	
※事業に使用される予定の無い資金は、本要件における自己資金には含みません。	
※各融資制度により返済期間が異なります。	
(平成28年6月10日現在)	

＜借り方次第で大違い、資金調達は経営安定の第一歩＞

・融資制度による違い

生活衛生貸付の振興事業貸付を利用すると一般貸付と比べて『融資限度額が大きい、貸付期間が長い、金利が安い、「推薦書」が不要』などの有利な条件で利用できます。

## 業準備のチェックポイント

開業前にどれくらい検討し、準備したかが開業後の経営を左右します。

次のチェックポイントを事前に検討しておきましょう。

- ① 開業動機は明確ですか。
- ② 開業する事業について経験や知識はありますか。
- ③ 事業を継続していく自信はありますか。
- ④ 家族の理解はありますか。
- ⑤ 開業場所は決まっていますか。
- ⑥ 必要な従業員は確保できますか。
- ⑦ セールスポイントはありますか。
- ⑧ 売上高や利益などを予測してみましたか。
- ⑨ 自己資金は準備していますか。
- ⑩ 事業(創業)計画としてまとめてみましたか。

あなたのお店の繁栄と業界の発展のために

## 生活衛生同業組合に加入しましょう！

### 生活衛生同業組合って

生活衛生同業組合は、「生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律」に基づき、滋賀県知事の認可を受けて設立された営業者の自主的な活動団体で、主に次のような事業を行っています。

- ① 組合員に対する衛生施設の維持や改善、経営の健全化に対する指導
- ② 営業施設の整備改善や経営の健全化のための資金の斡旋
- ③ 組合員の営業に関する技能の改善向上のための事業
- ④ 組合員の福利厚生・共済に関する事業

### 滋賀県内では次の10の組合が設立されています

生衛業は、日常生活を営んでいくうえで、欠かすことの出来ない生活密着型の大切な業種であり、常に生活の向上と地域の発展に貢献しています。



### 組合に加入されると、次のようなメリットがあります

- ① 日本政策金融公庫の融資が有利な条件(金利、返済期間、借入金額等)での融資や無担保・無保証人などの貸付制度が利用できます。
- ② 融資、経営、税務、労務、衛生などの経営相談が受けられます。
- ③ 各種研修会、講習会に参加して色々な知識や技能が習得できます。
- ④ 各種の業界情報が、迅速に入手できます。
- ⑤ 県内の組合、行政や業界との人的ネットワークづくりができ、経営に生かすことが出来ます。
- ⑥ 必要な情報や地域に密着した話題等の最新情報が定期的に得られます。
- ⑦ 組合の取り扱う賠償共済や保険制度に加入し、万一に備えることが出来ます。

## Chapter 3 生活衛生営業指導センターを活用しよう

生活衛生営業指導センターは「生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律」により滋賀県知事の指定を受け設立された公益法人であり、生衛業の経営の健全化、衛生水準の維持向上を図り、利用者の利益を守るため、各種の事業を推進しています。営業者の皆様方のさまざまな相談や経営指導、研修、業界活動の支援などを行なっています。

**指導センターでは  
様々な事業を通じて、  
皆様の経営のお手伝いを  
しています。**

**お気軽にご相談ください  
相談は無料です！**

### 【専門的な相談】

顧客とのトラブル、税務申告、専門的な年金問題など、顧問の弁護士、税理士、社会保険労務士が相談に応じます。



### 【研修・講習会の開催】

営業者、組合役員、経営相談員等への研修・講習会を、県や生活衛生同業組合等の協力を得て開催しています。法務、税務、労務、経営等の研修を行っています。



### 【Sマーク店の登録】

理容・美容・クリーニング業について、厚生労働大臣のSマーク（標準営業約款）の登録を推進しています。

**わたしちは  
Sマークの  
お店です**



### 【経営等の相談】

衛生や労務、経営全般にわたる相談を経営指導員や経営相談員が応じています。また、経営指導員が各保健所等に定期的に出向いて移動相談所等も開設しています。



### 【融資の相談】

長期返済で低利な日本政策金融公庫の各種貸付申込みのお世話や知事の融資推せん事務を実施しています。



### 【クリーニング師研修・業務従事者講習の開催】

法律に基づく知事指定のクリーニング師の研修および業務従事者の講習を実施しています。



### 【消費者からの苦情と相談】

消費生活センター等と連携しながら、消費者や利用者からの苦情等に関する相談を受付ています。



### 【生衛組合事業活動への支援】

振興事業、地域活性化連携事業などに対する助言、支援を行なっています。

**アドバイス  
します**



### 【連携事業の推進】

生衛組合が業種を超えて地域に共通する課題に対応し、各生衛組合が連携して行う地域活性化事業を推進しています。



### 【分野調整事業】

経営相談員会各支部と連絡調整の上、研修会や巡回相談を実施しています。



### 【衛生の自主点検】

お店の衛生面をチェックするため、自主点検制度を推進しています。



### 【健康推進等事業】

生衛業の経営において課題とされている後継者確保に関する取組を支援するため、県内の小中高生を対象に、生衛に対する職業観の向上を図り、もって生衛業への就職を促進することを目的とした「出前インターンシップ（出前授業）」等を実施しています。



**公益財団法人滋賀県生活衛生営業指導センター**

**電話 077(524)2311/FAX 077(521)5440**

**<http://shigalife.or.jp>**

毎月1日は点検日、10月1日は点検報告日

## 自主点検票(クリーニング所)

店舗名												
所在地												
営業者												
点検実施者												

※点検欄に○が×を、該当しない項目には横線(ー)を記入してください。

点検項目	点検月日	月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
		日												
1	クリーニング所、業務用車両およびプレス機等の機器、集配容器等は常に清潔に保っていますか。また、洗濯物と未洗濯物は区別して運搬・保管をしていますか。													
2	作業場は適正な明るさで、十分換気をおこなっていますか。													
3	消毒が必要な洗濯物は、専用の容器に入れて区別し、洗濯前に正しく消毒していますか。													
4	洗剤、有機溶剤、しみ抜き薬剤、消毒剤等は専用の保管庫または戸棚等に保管していますか。													
5	廃液処理装置・溶剤蒸気回収装置等は、適正に維持管理していますか。													
6	水洗の場合、洗剤、漂白剤等の薬剤は適正に使用していますか。													
7	ドライクリーニング処理に使用する有機溶剤は汚れていませんか。また、洗剤濃度・処理時間・温度等は適正に調整していますか。													
8	洗濯機、脱水機、プレス機等の保守点検、整備は適切にしていますか。													
9	洗濯物の処理に使用した洗剤、有機溶剤等は仕上げの終った洗濯物に残留していませんか。													
10	お客様に対して、洗濯物の受取・引渡し時に、あらかじめ洗濯物の処理方法等を説明するよう努めていますか。													
11	お客様に対して、店頭に苦情の申し出先を掲示していますか。													
12	営業者は、常に従事者の健康管理に注意していますか。													
13	お客様から衛生面での苦情はありましたか。あった場合は適切に対応できていますか。													
14	クリーニング師は、業務従事後1年以内に、その後3年ごとに研修を受けていますか。また、営業者は、従事者の5分の1に対し3年ごとに講習を受けさせていますか。													

点検項目:滋賀県生活衛生課・大津市保健所衛生課監修

公益財団法人 滋賀県生活衛生営業指導センター

## クリーニング所開業等に関する問い合わせ先一覧

### ① 担当行政機関

#### 【滋賀県】

草津市、守山市、栗東市、野洲市の管轄保健所

草津保健所 生活衛生係

住所 草津市草津3丁目14-75

電話 077-562-3549

甲賀市、湖南市の管轄保健所

甲賀保健所 生活衛生係

住所 甲賀市水口町水口6200

電話 0748-63-6149

東近江市、近江八幡市、竜王町、日野町の管轄保健所

東近江保健所 生活衛生係

住所 東近江市八日市緑町8-22

電話 0748-22-1266

彦根市、甲良町、多賀町、愛荘町、豊郷町の管轄保健所

彦根保健所 生活衛生係

住所 彦根市和田町41

電話 0749-21-0284

長浜市、米原市の管轄保健所

長浜保健所 生活衛生係

住所 長浜市平方町1152-2

電話 0749-65-6664

高島市の管轄保健所

高島保健所 健康衛生係

住所 高島市今津町今津448-45

電話 0740-22-3552

### 【大津市】

大津市保健所 衛生課 生活衛生グループ

住所 大津市浜大津4丁目1-1明日都浜大津1階

電話 077-522-7372

### ② 融資などの相談

公益財団法人滋賀県生活衛生営業指導センター

住所 大津市打出浜13-22 生活衛生会館

電話 077(524)2311

日本政策金融公庫

大津支店

住所 大津市梅林1-3-10 滋賀ビルB1

電話 077(524)1656

彦根支店

住所 彦根市佐和町11-34

電話 0749(24)0201

### ③ クリーニング全般に関する相談

滋賀県クリーニング生活衛生同業組合

住所 大津市打出浜13-22 生活衛生会館

電話 077(522)3824